

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

- (a) 新築されたもの
- (b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

- (c) 新築されたもの
- (d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

- (e) 新築されたもの
- (f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

- (g) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
- (h) (g) 以外

の規定に基づき、下記の家屋〔令和 年 月 日 { (ハ) 新築 } (ニ) 取得 }〕がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	大阪府貝塚市 (家屋番号)
構造および床面積	造 1階 m ² 2階以上 m ²
原因(移転登記の場合)	売買 ・ 競落
申請者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅

令和 年 月 日

大阪府貝塚市長 藤原 龍男